

町田市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 3 年(2011年) 6 月 8 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市下水道条例の一部を改正する条例

町田市下水道条例（平成6年12月町田市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第8条の8第2項中「社団法人日本下水道協会東京都支部（以下「東京都支部」という。）」を「東京都」に、「東京都支部長」を「東京都」に改める。

第8条の9第1項中「ときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、「（排水設備工事責任技術資格者証に付随する排水設備工事責任技術者登録欄に規則で定める事項を記載したものをいう。以下同じ。）」を削る。

第8条の15中「第8条の14」を「前条」に改め、同条を第8条の16とし、第8条の14の次に次の1条を加える。

（東京都排水設備工事責任技術者に関する特例）

第8条の15 第8条の8第1項に規定する登録を受けていない者であつて、東京都下水道条例（昭和34年東京都条例第89号）第7条の7に規定する登録を受けた者のうち、現にその登録を受けているものは、第8条の8第2項の規定による登録を受けた者とみなす。この場合において、同条第4項及び第5項、第8条の9並びに第8条の12第1号及び第3号の規定は、適用しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の町田市下水道条例（以下「改正後の条例」という。）第8条の8第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請のあった排水設備工事責任技術者の登録及び登録の更新について適用し、施行日前に申請のあった排水設備工事責任技術者の登録及び登録の更新については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の町田市下水道条例（以下「改

正前の条例」という。) 第 8 条の 8 第 2 項に規定する排水設備工事責任技術資格者証の交付を受けている者は、当該排水設備工事責任技術資格者証の有効期限の到来する日までの期間は、改正後の条例第 8 条の 8 第 2 項に規定する排水設備工事責任技術資格者証の交付を受けている者とみなす。

- 4 施行日前に改正前の条例第 8 条の 9 第 1 項の規定により交付した排水設備工事責任技術者証は、当該排水設備工事責任技術者証の有効期限の到来する日までの期間は、この条例の施行後においても、なおその効力を有する。

改正後	改正前
(登録の申請等) 第 8 条の 8 略 2 市長は、前項の申請をした者が排水設備工事責任技術資格者証(東京都が実施する排水設備工事責任技術者資格試験に合格し、又は更新講習を修了した者に対し、<u>東京都</u>が交付したものをいう。以下同じ。)の交付を受けているときは、排水設備工事責任技術者として登録するものとする。 3～5 略 第 8 条の 9 市長は、排水設備工事責任技術者の登録をしたときは、<u>規則で定めるところにより</u>、排水設備工事責任技術者証を交付する。 2 略 (<u>東京都排水設備工事責任技術者に関する特例</u>) 第 8 条の 15 第 8 条の 8 第 1 項に規定する登録を受けていない者であって、<u>東京都下水道条例(昭和 34 年東京都条例第 89 号)第 7 条の 7 に規定する登録を受けた者のうち、現にその登録を受けているものは、第 8 条の 8 第 2 項の規定による登録を受けた者とみなす。この場合において、同条第 4 項及び第 5 項、第 8 条の 9 並びに第 8 条の 12 第 1 号及び第 3 号の規定は、適用しない。</u> (町田市排水設備工事指定工事店等に係る委任) 第 8 条の 16 第 8 条から前条までに定めるもののほか、町田市排水設備工事指定工事店及び排水設備工事責任技術者について必要な事項は、規則で定める。	(登録の申請等) 第 8 条の 8 略 2 市長は、前項の申請をした者が排水設備工事責任技術資格者証(<u>社団法人日本下水道協会東京都支部(以下「東京都支部」という。)</u>が実施する排水設備工事責任技術者資格試験に合格し、又は更新講習を修了した者に対し、<u>東京都支部長</u>が交付したものをいう。以下同じ。)の交付を受けているときは、排水設備工事責任技術者として登録するものとする。 3～5 略 第 8 条の 9 市長は、排水設備工事責任技術者の登録をしたときは、排水設備工事責任技術者証(<u>排水設備工事責任技術資格者証に付随する排水設備工事責任技術者登録欄に規則で定める事項を記載したものをいう。以下同じ。)</u>を交付する。 2 略 (町田市排水設備工事指定工事店等に係る委任) 第 8 条の 15 第 8 条から第 8 条の 14 までに定めるもののほか、町田市排水設備工事指定工事店及び排水設備工事責任技術者について必要な事項は、規則で定める。